

ID: 137

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市農村集落多目的利用施設条例 第6条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第150号		
<b>【基準】</b>			
<p>第6条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第6条 市長は、使用の許可を受けようとする者又は使用者が当該使用につき、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を拒み、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>(2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるとき。</li> <li>(3) 多目的利用施設の施設、設備等を損傷し、又は損傷するおそれがあると認めるとき。</li> <li>(4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。</li> <li>(5) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、多目的利用施設の管理運営上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 138

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用料の徴収</p>		
<p><b>例規名 根拠条項</b></p>	<p>十和田市農村集落多目的利用施設条例 第8条第1項</p>		
<p><b>例規番号</b></p>	<p>平成17年条例第150号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第8条の規定による。                  (使用料)                  第8条 多目的利用施設の使用料は、別表に定める額とする。                  2 使用者は、前項に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。                  3 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 144

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用許可の取消し等</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市農村交流施設条例 第6条</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成17年条例第151号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第6条の規定による。                  (使用の許可の取消し等)                  第6条 市長は、使用の許可を受けようとする者又は使用者が当該使用につき、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。                  (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。                  (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。                  (3) 農村交流施設の施設、設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認めるとき。                  (4) この条例、この条例に基づく規則又は第4条第2項の許可の条件に違反したとき。                  (5) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。                  (6) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上支障があると認めるとき。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 145

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	十和田市農村交流施設条例 第8条第1項		
例規番号	平成17年条例第151号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条の規定による。 (使用料)</p> <p>第8条 農村交流施設の使用料(以下「使用料」という。)は、別表に定める額とする。</p> <p>2 使用者は、使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 277

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市都市公園条例 第22条第2項において準用する十和田市体育施設等条例第5条
<b>例規番号</b>	平成17年条例第195号

**【基準】**

第22条及び準用する十和田市体育施設等条例第5条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。

(運動施設)

第22条 都市公園に設置する運動施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 十和田市野球場(中央公園)
- (2) 十和田市陸上競技場(中央公園)
- (3) 十和田市庭球場(中央公園)
- (4) 十和田市相撲場(中央公園)
- (5) 十和田市若葉球技場(若葉公園)
- (6) 十和田市高森山パークゴルフ場(高森山総合運動公園)
- (7) 十和田市高森山人工芝多目的グラウンド(高森山総合運動公園)
- (8) 十和田市高森山球技場(センターハウスを含む。)(高森山総合運動公園)

2 前項の運動施設の管理等については、十和田市体育施設等条例(平成17年十和田市条例第110号)の定めるところによる。

(使用の許可の取消し等)

第5条 市長は、使用の許可を受けようとする者又は使用者が当該使用につき、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (3) 体育施設等若しくは設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認めるとき。
- (4) この条例、この条例に基づく規則又は第3条第2項の許可の条件に違反したとき。
- (5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、体育施設等の管理運営上支障があると認めるとき。

(公の施設における措置)

第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。

<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 278

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市都市公園条例 第22条第2項において準用する十和田市体育施設等条例第7条第1項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第195号		
<b>【基準】</b>			
<p>第22条及び準用する十和田市体育施設等条例第7条の規定による。 (運動施設)</p> <p>第22条 都市公園に設置する運動施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 十和田市野球場(中央公園)</p> <p>(2) 十和田市陸上競技場(中央公園)</p> <p>(3) 十和田市庭球場(中央公園)</p> <p>(4) 十和田市相撲場(中央公園)</p> <p>(5) 十和田市若葉球技場(若葉公園)</p> <p>(6) 十和田市高森山パークゴルフ場(高森山総合運動公園)</p> <p>(7) 十和田市高森山人工芝多目的グラウンド(高森山総合運動公園)</p> <p>(8) 十和田市高森山球技場(センターハウスを含む。)(高森山総合運動公園)</p> <p>2 前項の運動施設の管理等については、十和田市体育施設等条例(平成17年十和田市条例第110号)の定めるところによる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条 体育施設等の使用料は、別表に定める額とする。</p> <p>2 使用者は、前項に定める使用料(十和田市総合体育センターの駐車場の使用に係る使用料を除く。)を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 343

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	十和田市生涯学習センター条例 第6条第1項		
例規番号	平成25年条例第29号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第6条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、生涯学習センターの使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 使用の許可の目的以外に使用したとき。</li> <li>(2) 第4条第2項の条件を履行しないとき。</li> <li>(3) 前条各号のいずれかに該当すると認めたとき。</li> <li>(4) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。</li> <li>(5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</li> </ol> <p>2 市は、前項の場合において生じた損害に対して、賠償の責めを負わない。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 346

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<b>処分の概要</b>	退場命令等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市生涯学習センター条例 第12条(第15条において準用する場合を含む。)		
<b>例 規 番 号</b>	平成25年条例第29号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第12条の規定による。 (入場者の制限)</p> <p>第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、生涯学習センターへの入場を拒否し、若しくは退場させ、又はこれを使用者に命ずることができる。</p> <p>(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物を携行する者</p> <p>(2) 秩序若しくは風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行為をし、又はそのおそれがある者</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 347

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市生涯学習センター条例 第13条		
<b>例 規 番 号</b>	平成25年条例第29号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第13条の規定による。 (使用料)</p> <p>第13条 生涯学習センターの使用料は、別表第1及び別表第2に定める額とする。</p> <p>2 使用者は、使用の許可と同時に前項に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 348

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>観覧料の徴収</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市生涯学習センター条例 第14条</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成25年条例第29号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第14条の規定による。                  (観覧料)                  第14条 プラネタリウムを観覧しようとする者(以下「観覧者」という。)は、別表第3に定める額の観覧料を納付しなければならない。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設定年月日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最終変更年月日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 352

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用許可の取消し等</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市学習等供用施設条例 第8条第1項</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成17年条例第102号</p>		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。                  (使用許可の取消し等)</p> <p>第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、供用施設の使用条件を変更し、又はその使用を停止し、若しくは使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) この条例又は使用許可の条件に違反したとき。                  (2) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。                  (3) 公益上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>2 前項の使用許可の取消し等により生じた損害については、教育委員会はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 353

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例規名 根拠条項</b>	十和田市学習等供用施設条例 第9条第1項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第102号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第9条の規定による。 (使用料)</p> <p>第9条 供用施設の使用料は、別表に定める額とする。</p> <p>2 前項の使用料は、第6条第1項の規定による許可を受けたときに納付しなければならない。</p> <p>3 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由により供用施設を使用できなくなったとき。</p> <p>(2) 前条第1項第3号の規定により使用許可を取り消されたとき。</p> <p>(3) 使用する日の3日前までに使用の取消しを申し出たとき。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和4年3月31日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日

ID: 357

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市民文化センター条例 第6条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第103号		
<b>【基準】</b>			
<p>第6条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文化センターの使用の許可を取り消し、又は使用を停止させることができる。</p> <p>(1) 使用の許可の目的以外に使用したとき。 (2) 第4条第2項の条件を履行しないとき。 (3) 前条各号のいずれかに該当すると認めたとき。 (4) 偽りその他不正の行為により使用の許可を受けたとき。 (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>2 市は、前項の場合において生じた損害に対して、賠償の責めを負わない。</p> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 360

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>退場命令等</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市民文化センター条例 第12条</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成17年条例第103号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第12条の規定による。                  (入場者の制限)                  第12条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、文化センターへの入場を拒否し、若しくは退場させ、又はこれを使用者に命ずることができる。                  (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になる物品若しくは動物を携行する者                  (2) 秩序又は風俗を乱し、又は乱すおそれがあると認められる者                  (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行為をし、又はそのおそれがある者</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和 4 年 3 月 31 日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 361

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市民文化センター条例 第13条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第103号		
<p><b>【基準】</b>                  第13条の規定による。                  (使用料)                  第13条 文化センターの使用料は、別表に定める額とする。                  2 使用者は、使用の許可と同時に前項に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 366

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市体育施設等条例 第5条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第110号		
<b>【基準】</b>			
<p>第5条の規定による。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第5条 市長は、使用の許可を受けようとする者又は使用者が当該使用につき、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>(2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>(3) 体育施設等若しくは設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>(4) この条例、この条例に基づく規則又は第3条第2項の許可の条件に違反したとき。</li> <li>(5) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、体育施設等の管理運営上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 367

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用料の徴収</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市体育施設等条例 第7条第1項</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成17年条例第110号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第7条の規定による。                  (使用料)                  第7条 体育施設等の使用料は、別表に定める額とする。                  2 使用者は、前項に定める使用料(十和田市総合体育センターの駐車場の使用に係る使用料を除く。)を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。                  3 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 373

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市十和田湖総合運動公園条例 第5条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第111号		
<b>【基準】</b>			
<p>第5条及び十和田市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第5条 市長は、使用の許可を受けようとする者又は使用者が当該使用につき、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</li> <li>(2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>(3) 運動施設若しくは設備等を損傷し、又はそのおそれがあると認めるとき。</li> <li>(4) この条例、この条例に基づく規則又は第3条第2項の許可の条件に違反したとき。</li> <li>(5) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、運動公園の管理運営上支障があると認めるとき。</li> </ol> <p>(公の施設における措置)</p> <p>第8条 市長若しくは教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)は、公の施設の使用が暴力団の利益となると認めるときは、当該公の施設の管理について定める他の条例(集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるときは、使用の許可をせず、又は使用の許可を取り消すことができる旨の定めがあるものを除く。)の規定にかかわらず、当該公の施設の使用の許可をせず、又は既にした当該使用の許可を取り消す等の使用の制限に関する処分を行うことができる。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 374

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>使用料の徴収</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市十和田湖総合運動公園条例 第7条第1項</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成17年条例第111号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第7条の規定による。                  (使用料)                  第7条 運動施設の使用料は、別表に定める額とする。ただし、プールの個人使用及び駐車場の使用に係る使用料は、無料とする。                  2 使用者は、前項に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。                  3 前項の規定により納付した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>

ID: 379

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

処分の概要	中止命令等		
例規名 根拠条項	十和田市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則 第8条		
例規番号	平成17年教育委員会規則第32号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>第8条の規定による。 (利用の中止等)</p> <p>第8条 教育長は、この規則の規定又はこれに基づいてなされる指示に従わない利用者に対して、利用の中止を命ずることができる。</p> <p>2 教育長は、開放施設の保全又は使用に支障を生じたとき、その他公益上やむを得ない事情が生じたときは、利用者に開放施設の利用を取り消し、又は開放校からの退去を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	令和4年3月31日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 380

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市八甲田パノラマパークゴルフ場条例 第4条		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第112号		
<p><b>【基準】</b>                  第4条の規定による。                  (使用料)                  第4条 パークゴルフ場を使用しようとする者は、別表に定める使用料を納入し、利用券(1日券、回数券、シーズン券及び共通シーズン券をいう。以下同じ。)の交付を受けなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 384

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<b>処分の概要</b>	使用許可の取消し等		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	十和田市八甲田パノラマパークゴルフ場条例 第8条第1項		
<b>例 規 番 号</b>	平成17年条例第112号		
<b>【基準】</b>			
<p>第8条の規定による。 (使用の許可の取消し等)</p> <p>第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限することができる。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 他人に危害若しくは迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) パークゴルフ場若しくは設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。</p> <p>(5) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、その他パークゴルフ場の管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定により使用の許可を拒み、若しくは取り消し、又は使用を停止し、若しくは制限する場合は、その理由を付して使用者に通知しなければならない。</p>			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和4年3月31日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日

ID: 385

担当部署: 教育委員会事務局 スポーツ・生涯学習課

<p><b>処分の概要</b></p>	<p>貸出料の徴収</p>		
<p><b>例 規 名 根 拠 条 項</b></p>	<p>十和田市八甲田パノラマパークゴルフ場条例 第9条第1項</p>		
<p><b>例 規 番 号</b></p>	<p>平成17年条例第112号</p>		
<p><b>【基準】</b>                  第9条の規定による。                  (貸出料)                  第9条 用具1組(クラブ1本及びボール1個をいう。)の貸出料は、310円とする。                  2 団体(20人以上のものをいう。別表において同じ。)で使用する場合の貸出料は、前項に定める額に100分の80を乗じて得た額とし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。</p>			
<p><b>備考</b></p>			
<p><b>設 定 年 月 日</b></p>	<p>令和4年3月31日</p>	<p><b>最 終 変 更 年 月 日</b></p>	<p>年 月 日</p>